

絶賛棄欲明辨訴訟。

「憲法十七条」第5条  
（『日本書紀』より）



# 歴史の壺

法務史料展示室だより

第25号

「歴史の壺」では、法に関する歴史を中心とした様々な視点で紹介していきます。みなさまも歴史のつぼにはまりましょう！

## 法務図書館の 書棚から

### 第10回 企画展示「桜田門」について

地震・津波など悲しいニュースが続いますが、桜の季節には、法務史料展示室の窓からも、桜田門周辺の桜の木々が開花しつつある様子がうかがえます。



企画展示「桜田門」について

企画展示室の窓から臨む桜田門



企画展示全容

法務省赤れんが棟のある「桜田門」という地名は、江戸城の門の一つ「桜田門」に由来します。とくに「桜田」という名称は、一説には、この場所が桜の名所だったからともいわれています。明治維新によって樹立された明治政府は、司法をつかさどる役所として司法省(現在の法務省)を設置し、明治28年(1895)にはその場所を桜田門の前に据えました。耐震性を強化した赤レンガで建てられた棟は、大正12年(1923)の関東大震災に耐えることができます。しかし、太平洋戦争の戦災で一部を焼失、現在の赤れんが棟は改修・復原された建物です。平成7年(1995)、赤れんが棟2階には司法の近代化に関する法務史料展示室が設けられました。展示室の窓から臨む桜田門の桜には、何か感慨深いものがあります。法務史料展示室は、この「桜田門」という地名にちなんだ新たな企画展示をスタートしました。

桜田門でもっとも有名なのは、何といっても「桜田門外の変」をおいてほかにないでしょう。江戸時代後期、安政の大獄を断行し開国をおしすすめていた幕府の大老井伊直弼が、攘夷を唱える水戸浪士によって暗殺された事件です。事件は桜田門の前で起きたことで桜田門外の変と呼ばれ、映画や小説などでも広く知られています。ところで、桜田門周辺ではこのほかにも、桜田門事件や二・二六事件など、国政を揺るがす重大な事件が起きているのです。こうした事件が発生する理由の一つに、江戸城や大名屋敷、皇居や官庁が立ち並ぶという、地理的な特徴が考えられます。企画展示ではこうした従来とは異なる切り口で、「桜田門」に直接あるいは間接的に関係する史料を紹介します。

展示史料には、『繁栄東京絵図』といった桜田門周辺の古地図や、『天誅図解』・『徳川幕府 刑事図譜』といった江戸時代の政治活動や行刑方法の様子が生々しくみてとれるものがあります。桜の咲く季節にあわせ、桜田門に思いを馳せてみてはいかがでしょうか。ぜひ、法務史料展示室に足をお運びください。

\*「法務図書館の書棚から」では、法務図書館が所蔵する各種史料・図書のなかから毎回一点をとりあげて、様々な切り口で紹介します。



#### 対決：タイケツ

「対決」という言葉は、現在では面と向かって決着をつけることをいいますが、古代から中世においては、現在の口頭弁論に当たる訴訟手続を指す言葉として用いられていました。鎌倉幕府の訴訟においては、「三問三答」と呼ばれる原告と被告との書面のやり取りでは理非がはっきりせず判決が出せない場合に、裁判所の召喚によって原告・被告が出頭し、「対決」を行うことになっていました。

# 史跡探訪

## 大審院長玉乃君碑

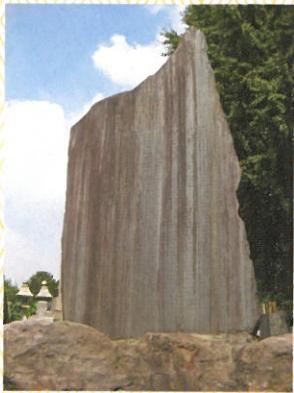
今回は、本誌第23号の「横顔」欄で紹介された明治前期の裁判官・玉乃世履に関する石碑と、彼の墓地を訪ねてみたいと思います。

JR日暮里駅の南改札口を出て谷中霊園に向かうと、その手前、右手にある天王寺墓地の一画に「大審院長玉乃君碑」と題する石碑（写真1）が、そしてさらに少し進むと谷中霊園の甲9号17側に、彼の墓地（写真2）がみえてきます。

第23号で紹介されたとおり、玉乃是裁判において多くの画期的な判決を出したことで知られていますが、「大審院長玉乃君碑」には「皆惜之曰失明治大岡矣」との表現があり、彼を江戸時代の名奉行・大岡越前守忠相になぞらえて、皆がその死を惜しんだと記しています。

この碑文を撰んだのは三島中洲。同じく明治前期の司法官であり、二松学舎大学の創設者として、あるいは漢学者としても知られる人物です。その三島と玉乃是、幕末期に備中松山藩（岡山県高梁市）などで交流を持ち、同じ学問を志した間柄でもありました（吉岡達生『初代大審院長玉乃世履一年譜一』）。

このように、明治期の顯官にゆかりの石碑は時として、出身地はもちろん私塾や職場を通じた故人の交友関係をうかがわせてくれます。



（写真1）大審院長玉乃君碑



（写真2）玉乃世履墓

東京都台東区  
谷中7-16  
JR日暮里駅から  
徒歩数分



### 歴史の壺クイズ

鎌倉幕府法における犯罪は、「御成敗式目」の中に殺害・強盗などいくつか挙げられているものの、これら以外については必要な場合に追加法のかたちで規定されていました。そのうちの一つに「追落」という犯罪がありますが、果たしてこの犯罪はどのような意味を持つものでしょうか。

1. 偽りの情報を人を失脚させること
2. 建物の二階から人を突き落とすこと
3. 山中で人を襲い強盗をはたらくこと

前回の答えは  
**2番！**

### 横顔



明治の初期、様々なものが西欧化してきました。法の世界も例外ではなく、法度が法律になり、奉行所が裁判所に改まりますが、歐風の法律に通じた法曹の養成には時間がかかります。ですから前時代の支配階層である武士がにわかに判事、検事となるのも無理からぬことです。しかし世が落ち着き、新時代のエリート法曹が育つると、法学教育を受けていない先任者の存在が、円滑な法運用の障りともなります。いわゆる「老朽判事淘汰」という問題です。明治31年6月、この老朽判事淘汰を断行したのが、横田国臣です。

横田は嘉永3年（1850）、宇佐に生まれました。才学に長じ、明治5年、上京して慶應義塾に学び、9年には司法省に入ります。西欧流法学教育を受ける直前の世代でしたが、検事補を皮切りに累進し、留学も経験、様々な法典編纂に加わるなど実力を発揮します。そして第3次伊藤博文内閣の時、司法次官として老朽判事問題を処理しました。しかし自身も老朽の類に属する横田は検事総長に止まったため、引退を余儀なくされたかつての大物たちの反発を招き、ついには筆禍によって懲戒免職されてしまいます。ところがまもなく政権が替わると、横田は東京控訴院検事長に登用されてエリート司法官僚の道に戻り、自ら編纂に関わった現行刑法の公布を目前に控えた明治39年、ついに大審院長に昇ります。そして大正10年、俗に「横田退治法」と称された判検事定年制導入によって退くまで15年間、その職にありました。大審院、最高裁を通じて最長の在職期間です。